

第4回教育委員会（定）

開会日時 令和8年 2月 16日（月）

午後 2時00分

閉会日時

午後 3時00分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学務課長	小 林 晴 臣	指導室長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
生涯学習課長	池 田 雄 史	史跡公園担当課長	品 田 真 希
地域教育力推進課長	高 木 翔 平	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	山 田 綾 子		

署名委員

教育長

委員

午後 2時 00分 開会

教 育 長 皆様、こんにちは。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから、令和8年第4回の教育委員会を開会いたします。

本日の委員会は、2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、13名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、善本委員にお願いします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。報告1「意見の聴取について」は、令和8年2月の特別委員会で審議を予定している案件のため、報告2「自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について」は、4月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第10号 板橋区立学校職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 初めに、日程第一 議案第10号「板橋区立学校職員の職名に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 議案第10号でございます。東京都板橋区立学校職員の職名に関する規則の一部を改正する規則でございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

こちらにつきましては、この学校職員の職名というものがございまして、こちらの方が、特別区人事・厚生事務組合、23区共同で設置しているものでございますが、そちらの方から、技能・業務系職種の整理統合のためということで、その職名が書いてある表を改める必要があるということで提出されたものでございます。

詳細については、教育総務課長の方から説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育総務課長 教育総務課長です。よろしくお願いいたします。
資料は「総-1」となります。
恐れ入りますが、2ページ目の別表をご覧ください。
こちらが新旧対照表となっております。
改正前に、3のところ「技能系」「作業Ⅱ」となっていたものが、改正後には、3のところ「技能系」で「施設作業」というふうに、名称を改めてございます。
こちらの理由ですが、「作業Ⅱ」とした場合に、その業務の内容が分かりづらく、また、採用に関しても、応募する方も分かりづらく、なかなか採用に至るのが難しいということがございまして、特別区人事委員会の方でこのように改正するものでございます。
簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

教 育 長 なければ、お諮りいたします。日程第一 議案第10号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第11号 令和7年度板橋区登録文化財の決定について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第二 議案第11号「令和7年度板橋区登録文化財の決定について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 地域教育力担当部長です。よろしくお願いいたします。
それでは、議案第11号についてご説明いたします。
議案資料をご覧いただければと思います。議案第11号、令和7年度板橋区登録文化財の決定についてでございます。議案の提出日は、令和8年2月16日。提出者は、教育長、長沼豊でございます。
このたび、東京都板橋区文化財保護条例に基づき、登録文化財として、新たに

3件登録するものでございます。

1つ目は、彫刻・歴史資料で、有形文化財の西光寺弘法大師像・興教大師像でございます。

2つ目は、工芸技術で、無形文化財の江戸筆制作でございます。

3つ目は、歴史資料で、有形文化財の紅梅小学校校史資料でございます。

提案の理由につきましては、板橋区文化財保護審議会から、登録文化財の登録について答申があったため、承認し、文化財を登録するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課長でございます。

3 / 9 ページの方の答申概要をご覧くださいと思います。

1でございます。

西光寺弘法大師像・興教大師像になります。

西光寺は、江戸時代初めに大谷口に建てられた寺院になります。

真言宗の二大祖師像で、一組のものとして、本尊の両脇に祀られているというものでございます。

弘法大師像は、大仏師、幸慶が制作、興教大師像は、大仏師、加藤右京作となっております。

幕府ゆかりの寺院ともつながりがある熟達した仏像職人たちの作品が板橋に今も大事に祀られておまして、貴重な資料として文化財登録を行うことが適切であると答申されているところでございます。

次に、飛びまして、5 / 9 ページ。

2でございます。

江戸筆制作でございます。

佐久間悟さんになります。こちらの江戸筆制作については、全ての工程を1人の職人が手がけることが特徴となっております。職歴は30年を超えておまして、令和4年3月に、先代、末男氏の逝去後に2代目として継いでいるというところでございます。

技術の継承、職歴、業界内外からの評価等が認められることから、適切であるということで答申されているところでございます。

次に、6 / 9 ページでございます。

3、紅梅小学校校史資料（追加）になります。

資料としては、323件となっております。

紅梅小学校は、令和6年に創立150周年を迎えているというところでございます。150周年に際しまして、郷土資料館において記念展を開催するため調査を行いまして、その際、創立時の資料等が新たに確認されました。

また、他にも、周年関連資料なども確認されたため、追加登録を行うことが適切であるということで、答申されているところでございます。

以降のページについては、文化財の概要についてご案内をしているところでご

ざいます。

説明については、以上です。

教 育 長 では、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

小 林 委 員 ご説明、ありがとうございました。

いずれも貴重な資料だと思います。少しお伺いしたいと思います。

紅梅小学校の校史資料ということで、学区制が交付された明治5年からすぐ建設された学校ということで、大変貴重な板橋の中でも古い学校だと思うのですが、今度は新しく資料が発掘されるということで、どのような状況で出てきたのか。

あるいは、これから文化財に指定されるということですが、その後、学校で保存されるということになると、その保存状況とかというのはご指導されるのかどうか。

なかなか学校で保存するのは難しいと思うのですが、その辺りをもう少しお伺いできたらと思います。よろしく願いいたします。

生涯学習課長 資料については、紅梅小学校の方で、そのような資料を保管している部屋があるというふうに聞いておまして、そちらの方で保管されているというところですか。

創立当時の日記簿であるとか、あと、今回、創立100周年、昭和49年の新しいものですが、そのようなときのメダルなども倉庫に保管してありますので、引き続き、学校内で保管するという形で考えております。

ただ、保管するに当たって、先生方から指摘されたのが、ホチキス等というのがやっぱり資料を傷めるというところがありますので、そのようなものは、順次、外して、こよりなどで、綴じるような方向で保管の方をした方がいいというようなこともご意見としていただいておりますので、その辺りは、また学校の方と調整させていただきながら考えていきたいと思っています。

また、今回見つかった、新たなものというところが、150周年の記念展を行うに当たって、紅梅小学校は、部屋の方にきちんと整理されているというか、ある程度、保管されていたので、そこを、150周年展を行うに当たって色々と調査していたところ、今まで発見されていなかったものが出てきたというふうに聞いております。

その部屋の中で、多分、前回、140周年ですか、そのようなところの展覧会をやったときに発見されなかったものとかが今回はきちんと出てきたというところで、学芸員の調査の中で色々と出てきたというところを聞いております。

小 林 委 員 引き続き、学芸員の方との連携というのは大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

山口委員 よろしくお願いいたします。

ご説明、色々ありがとうございます。

江戸筆制作のことですが、2代目、佐久間さんということなのですが、個人的なことではございますが、これは3代目、4代目、次に続いていくような技術の継承というのがどのように行われているか、ご存じでしたら、教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 次については、実は3代目については、今のところ、いらっしゃると聞いております。ですので、3代目の方がお引継ぎになって、その後はという形になると思います。

山口委員 どうもありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

山口委員 はい。

教育長 他にいかがでしょうか。

(なし)

教育長 私からは、この江戸筆について質問させてほしいのですが、特徴として、お1人で全工程を仕上げていくというのはなかなか珍しいと書かれています。他のところでは、1人ではなくて分業でしていくというのが割と主流なのでしょうか。その点をお願いします。

生涯学習課長 私も聞き及んだところで、京都の方とか、そのようなところでの筆の制作については、分業制で、それぞれの工程において職人さんがやられるというところですが、江戸筆については、全ての工程を1人の職人さんが一括で行っていくと。ですので、お客様のニーズに合わせて、カスタマイズじゃないですけども、そのような、それぞれのお客様の特性を捉えて、そのような制作も行えるというところが特徴的というふうに聞いております。

教育長 そうしますと、かなり熟練するまでに時間がかかるといいますか、山口委員からのご質問とも連動してきますが、世代を超えて代々受け継いでいくということの大変さもあると思います。佐久間さんは、親から子へ伝承されているのでしょうか。どのような工夫をしながら熟練の域に達したのでしょうか。

生涯学習課長 私が聞くところでは、先代はお父様でございまして、その方のところに弟子入

りして、きちんと工程と一緒に作業をしながら学んでいったというふうに聞いております。

ですので、やっぱり職人さんでございますので、そのような、見て、学んでというところがメインで、色々と学んできて、今の域に達したのかなというふうに聞いておるところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。分かりました。
 他にいかがでしょうか。

小 林 委 員 恐れ入ります。西光寺の像の件でございますが、弘法大師像と、もう1つは興教大師像ということで、これは作者が違って、それぞれの像はいつ作られたかというのとは分かっているのですか。

生涯学習課長 弘法大師像と興教大師像ですが、作られた時期は、ほぼ同時期というふうに聞いております。ただ、作者が違うので、大きさが変わっているといったところがございます。

小 林 委 員 はい。とてもきれいな状態で残っているのですね。

生涯学習課長 状態はよく保管されているというふうに聞いております。

小 林 委 員 ありがとうございました。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 よろしければ、お諮りいたします。日程第二 議案第11号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

3. 大原生涯学習センター i - y o u t h における若者支援事業の進捗状況について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、次に、報告事項を聴取します。報告(3)「大原生涯学習センター i - y o u t h における若者支援事業の進捗状況について」、生涯学習課長から

報告願います。

生涯学習課長

「生－2」の資料をご覧いただければと思います。

大原生涯学習センター i－y o u t h におけます若者支援事業の進捗状況でございます。

NPO法人、L e a r n i n g f o r A l l によります当事業について有効であると判断できる成果が報告されておりますので、令和8年度も継続するように、準備を進めているというところでございます。

資料でございます。1でございます。

事業概要については、毎週水曜日と金曜日に行っているという事業でございます。

非登録制と登録制、また、フードパントリーを行っておりまして、活動実績は(2)のとおりでございます。こちらの一覧のとおりでございますので、前年より実績が増えているという状況でございます。

次のページに移りまして、2でございます。

具体的支援内容でございます。

(1)でございますが、非登録制でございますが、こちらでは、適度な距離を保ちながら見守り体制を築くとともに、事業などを通して、会話の機会をつくりまして、困り事の把握に努めるということでございます。

(2)登録制でございます。

こちらでは、現在、4名が登録しておりまして、つながりが切れないように、個々に配慮しながら、安心・安全な居場所として機能して、また、自己肯定感の向上につながるよう努めているというところでございます。

(3)ございまして、関係機関との連携になります。

こちらは大原生涯学習センターでございますので、近隣校との情報交換や、子ども家庭支援センターとの連絡体制を構築しまして、情報共有に努めているというところでございます。

3でございます。

今後の課題でございます。

こちらは、登録制の参加者が少ないところになります。子どもの変化や困り事を抱えた子どもを見逃がさないように、引き続き、接触する機会を増やすことを目標とするとのことございました。

次の(1)でございますが、支援の仕組みづくりでございますが、日頃からの関わりに加えて、社会教育指導員とも連携しながら、協力しながら、深刻な事態を未然に防げるよう努めていくというところでございます。

(2)でございます。

フードパントリーでございます。こちらは、フードパントリー等を、利用者ニーズに合わせながら活用しながら、コミュニケーションの強化を図っていくというところでございました。

簡単でございますが、報告については以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

こちらの事業については、登録者はそれほど多くはないわけですが、活動実績を見ると、非登録の若いお子さんはたくさん来ているということが分かります。

そうすると、居場所としての機能ということも意味があることだと思いますし、ここに集まってくる、何らかのニーズがあって、ここを選んで来てもらえているということだと思うのですが、非登録者の皆さんのニーズというのはどの辺りにあるのでしょうか。

生涯学習課長 非登録者の方については、やはり色々な複雑な事情がございまして、そのようなところでは、関係性が切れないようにというか、居場所を求めて i - y o u t h に来て、さらにその個々の事情を、相談じゃないですけども、色々な相談であるとか、悩み事なんかを話しながらというところを求めている子たちがそちらを利用してののかなというところでございます。

こちらの Learning for All の対応する方々も、年齢層の近い大学生のボランティアの方とか、そのような方が結構メインで活動していただいております、そのようなところでは、年齢層の近い方なので、色々と相談しやすく、進学であるとか、色々な状況について相談するというところを求めているというところですので、非常に重要な事業かなというふうに捉えているところでございます。

教 育 長 資料の1のところを見ますと、まず、非登録制と登録制の違いは、登録制の方は個別的な支援ができるということと、時間帯も違うということだと思うのですが、非登録制の方が多いということは、個別的な支援まではいかないが、一定のニーズがあって、ふらりと立ち寄れるというよさもあり、時間帯の制約もあるかもしれませんが、あえて登録しないで非登録のまま来ているということでしょうか。

生涯学習課長 やはり登録をする、登録が必要だなということであれば、そちらを促すところも当然あるのですが、やはり家庭の事情とかで、なかなかそのような支援を深くやるということを懸念する、相談するお子さんの個々の事情で、なかなか難しいとかという状況もあって、そのような登録に至らない方も結構いらっしゃるというふうなところも聞いています。

非常にやっぱり複雑な状況ですので、そのような意味で、非登録でも、お気軽にご利用いただけるという状況が、支援にうまくつながっていければなというところで、非常に重要な事業だというふうに考えております。

教 育 長 よく分かりました。ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。

野田委員 ご説明、ありがとうございました。

教育長もおっしゃられていますように、大変重要な居場所として、様々な、多様で多くの方が関わってくださっている事業ですので、引き続き、続けていただきたいと思います。

1つ教えていただきたいのは、この登録されている方と登録されていない方で、何か活動に違いが出てくるものなののでしょうか。

生涯学習課長 特に活動についての違いは大きくはなくて、登録されている方については、そのような、先ほど申し上げたような、子ども家庭支援センターとか、そのような支援にうまくつないでいたりとか、色々と学校と情報共有したりとか、そのようなところに、お子さんとしては困らないような、きちんとした支援につながるように行えるというところで、登録されていない方については、当然、そのような関係性は深く築いていくのですが、そのような支援には、なかなか、色々な事情がありますので、つなげられないとか、つなげづらいという方も非登録というような形でご利用いただいているというところで、やらせていただいているところでございます。

野田委員 ありがとうございます。

そうしますと、登録されている方に比べて、未登録の方は一桁以上多い状況かと思いますが、対応するスタッフの人数や受入体制については、現時点で許容範囲内と整理されているのでしょうか。

生涯学習課長 人数的なところは、きちんとできているというふうに報告も受けておりますし、あと、現場の社会教育指導員なんかからも、そのような報告を受けておりますので、そこは問題ないというふうに捉えております。

野田委員 ありがとうございます。

教育長 他にいかがでしょうか。

(なし)

教育長 では、本件は以上といたします。

○報告事項

4. 「第32回いたばし国際絵本翻訳大賞」審査結果について

(図-1・中央図書館)

教育長 続いて、報告(4)「第32回いたばし国際絵本翻訳大賞」審査結果について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 中央図書館長です。よろしくお願いいたします。
資料の方は、「図－１」となります。
「第３２回いたばし国際絵本翻訳大賞」の審査結果について、ご報告したいと思います。
応募状況の方なのですが、英語部門が、作品の応募数は８２２件、イタリア語部門が、作品の応募数は２１１件でございました。
続きまして、中学生部門については、３１７作品の応募がありました。
２／３ページとなります。
こちらの方が、今年度、最優秀、優秀賞、特別翻訳賞という形で受賞された方々となっています。
表彰式につきましては、令和８年度の夏頃にとということで準備を進めておるところでございます。
報告は以上となります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

野 田 委 員 ご報告、ありがとうございます。
中学生部門の参加作品数についてですが、学校全体で取り組んでいるケースが大きな割合を占めていると認識しております。そのほかに、学校単位での応募をさらに増やしていくための方策や取組について、現在検討されていることがありましたらお伺いできればと思います。

中央図書館長 今年度は、学校全体で取り組んでいた先生が異動されたということもあって、若干、参加人数としては下がったのが現実でございます。
ただ、グループで応募される方よりも、個人でご応募されたというところでは、皆さんの興味に沿って、皆さんがやってくださっているということ、それと、学校の先生の方からお伺いしたのですが、この賞を取っているお子さんについては、必ずしも英語の成績が優秀な子ではないということで、そのような視点からも、子どもたちに取り組んで挑戦してもらおうということを図書館の方でも広めていきたいというふうに思っています。苦手でも大丈夫だよということで、知らせていきたいというふうに思っています。

野 田 委 員 よろしくお願ひします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。
こちらの取組については、３２回目ということで、かなり実績も積み上げられてきていると思いますが、今後、板橋区として、創造都市をめざしていくということを区長が発表されましたが、その点から見ても、この事業というのは大変重要な意味を持っていると思います。
絵本のまちということを、板橋区として、さらにこれから力を入れていくとい

うこともありますし、翻訳を、イタリアのボローニャ市との連携協定もありますので、さらに充実させていくということの意味もあろうかと思えます。この点についての中央図書館長のお考えを聞かせてください。

中央図書館長 この翻訳大賞については、板橋区にとってはとても大事な賞となっております、来年度から配布いたします絵本の配布のプレゼントにもこちらの本を利用させていただきます。翻訳者さん、それから、審査をされる先生方にもきちんとリスペクトをしながら事業の方を展開していきたいと考えていますところと、この翻訳大賞を受賞された方も、これがきっかけになって違う作品を翻訳することができたり、その絵本の続編を翻訳しているのが、今、進んできております。

なので、さきに受賞された方々のお話なども、我々がインタビューなどをさせていただきたいという形で、今、進めているところでございます。

教 育 長 そうですね。この賞がやはり価値のある賞として社会的に認知されてきていますので、ここで受賞された方の、その後のご活躍というの、今、お話がありました、とても重要だと思います。

そういう意味では、受賞された方の、お話を聞くような会というのもあるといえると思うのですが、既にそのようなこともされているのでしょうか。

中央図書館長 今までのところ、受賞された方のお話を聞く機会というのはなかったのですが、クリエイティブシティということで板橋がスタートしていくところでは、そのような事業を展開していきたいということでお話をしているところでございます。

教 育 長 ぜひ、これまでの受賞者、全員でなくてもいいわけですが、何人か来ていただいて、例えばパネルディスカッションとか、子どもたち向けのワークショップみたいなもの、あるいは、中学生に向けて、このように翻訳するといふという助言をしていただくこともあるといいと思ったので聞きました。いかがでしょうか。

中央図書館長 ありがとうございます。

そのようなアイデアの中で進めさせていただきたいことと、現在、審査委員の先生も、地域の図書館の中で、翻訳の勉強会を開いてくださっている先生もいらっしゃると思いますので、そのようなことも、広くPRしていきたいというふうに考えております。

教 育 長 他にいかがでしょうか。 よろしいですか。

(なし)

教 育 長 それでは、本件は以上といたします。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長 なければ、先ほど申し上げましたように、「報告（１）」と「報告（２）」については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。

○報告事項

1. 意見の聴取について

(総－２・教育総務課)

教 育 長 報告（１）「意見の聴取について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 教育総務課長です。よろしくお願いいたします。

資料は、「総－２」になります。

今回の意見聴取について、説明いたします。

区長部局におきまして、文化芸術基本法に基づく計画を策定する場合には教育委員会の意見を聞くという規定が、この文化芸術基本法にあります。これに基づいて、今回の意見聴取があったものです。

資料の２／１０２ページの方をご覧ください。

区長から教育委員会宛の意見聴取でございますが、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン２０３０（原案）についてということで、この計画を策定することとなっております。

来週２月２４日の文化芸術・多文化共生推進調査特別委員会で報告するという予定になっておりまして、４／１０２ページ以降が原案となっております。

３／１０２ページがこれに対する回答となっておりますが、教育長に権限が委任されているものでございますので、教育長において、原案のとおり同意するということの決定をしております。

本来、こうした計画につきましては、教育委員会が策定するよう努めるというふうに、先ほどの文化芸術基本法に基づいて決まっているものでございますが、板橋区におきましては、条例で、文化財を除く文化に関する事務については区長が執行するというように定めております。

そうした特定の地方公共団体につきましては、本計画の策定に当たって、あらかじめ教育委員会の意見を聞くということになっているため、今回、意見聴取があったものでございます。

５／１０２及び６／１０２ページに計画の概要がございます。

また、7 / 102 ページ目以降が本編、56 / 102 ページ目以降が資料編となっております。

概要版の方をご覧ください。

5 / 102 ページ及び6 / 102 ページになっております。

5 ページには基本理念が記載されております。

「新たな文化と多様性をはぐくむ創造都市いたばし」といたしまして、重点目標1及び2が記載されております。

また、6 ページになりますと、この計画が、タイトルどおり、文化芸術及び多文化共生のビジョンとなっておりますので、文化芸術のめざす姿、それから、多文化共生のめざす姿ということで、個別目標とともに説明がございます。

なお、教育委員会に関しましては、この計画の策定の検討会の構成員として、地域教育力担当部長がメンバーとなっております。

また、その検討会の部会が2つございまして、生涯学習課長及び学務課長がそれぞれ構成員になっております。

最後になりますが、92 / 102 ページ以降に、関連事業一覧というところがございまして、教育委員会関係の事業も9事業掲載されております。

この計画の内容についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

小 林 委 員 ご説明、ありがとうございます。

5 / 102 ページを拝見していきまして、こちらの基本理念の中で、左側の下の方でございますが、主な対象者というのに挙げられているのは、小・中学生、高校生・若者、子育て世代ということで、対象が割と絞られているということなのですが、これはどのような目的があって絞られたのでしょうか。疑問に思ったものですから、お伺いしました。

教育総務課長 私の考えとなりますが、対象が絞られているというところで、次世代、次代への継承と文化芸術資源の発掘につながる人づくりという個別目標がございますので、その辺で対象の方が絞られているというふうに考えております。

小 林 委 員 継承ということを目的として、対象者が絞られているということなのですか。

教育総務課長 はい。

小 林 委 員 承知しました。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

文化芸術、それから多文化共生というのは、教育の分野に密接に関わる事象だ

と思いますので、とても重要なビジョンが策定されていくという認識は持っております。

その上で、まず、この文化芸術ということであると、教育委員会にもかなり関連する事業もありますが、例えば子どもたちにどのように興味を持ってもらうか、学校もそうですし、地域教育力も、どちらもとても重要だと思いますが、このビジョンの中には興味を持ってもらうための仕掛けみたいなものは書かれているのでしょうか。

教育総務課長 ありがとうございます。

本計画の第4章、「ビジョン2030の推進のために」というところがございますが、その中から少しお伝えしたいというふうに思っております。

まず、色々な支援を区がしていくというところで、例えば1つの事例として、外国人の方に向けた、日本の生活文化ですとか、ルール、そのようなものを知ってもらうための支援、それは同じ地域社会の一員として、言語や文化の違いを超えて支援をしていくというような取組を目標としております。

また、同じように、文化、ルールだけではなく、ボランティアであったり、防災活動であったりというところも、同じ区民の一員として、外国人の方であっても一緒に取り組んでいくというような支援がございます。

また、子どもたちの教育というところで、教育委員会との親和性というところもございますが、やはり外国人の日本語学習支援事業の参加人数であったり、実施時間数であったものを目標値として上げていたりですとか、教育委員会と目標を1つにするとところはあるというふうに考えております。

教 育 長 ありがとうございます。

これが策定できましたら、教育委員会としても関わりながら、一緒に進めていくことも求められてくると思います。ありがとうございます。

もう1点は多文化共生の方なのですが、こちらも今お話がありましたが、外国籍の方が増えてきているという状況があり、学校などでも、日本語の支援が必要ということで、学務課長が頑張ってくれて、日本語教室の拠点を作っていくということも令和8年度から始まりますし、一方で、保護者世代に向けての日本語教室も、区長部局の方でやられるということで、2本立てになっています。

つまり、学務課、我々教育委員会がやるのは、子ども向けの日本語の支援、言葉の教室、あるいは文化的なこともサポートしていくというのがありますが、大人のほうは区長部局の担当です。私の考えなのですが、大人と子どもを分けなくて、親子と一緒に、拠点となる日本語教室に行って、例えば午前中に一緒に行く、午後になったら保護者の方は就労、子どもたちは学校に行くとか、今後は、もっと区長部局と我々教育委員会が連携して、外国籍の方のサポートをすることが求められるのではないかと思います。

というのは、日本語支援の教室には、親が、保護者が連れていかなければならないということがあります。例外的には指導員の方が駆けつけてくれるという制

度がありますが、保護者にとっては心配ですね。

慣れない日本の中で就労もしながら、子どもはここに通わせなきゃいけない、送っていく、自分の仕事があるという方にとっては、一緒に日本語を学べれば一番いいのではないかと思います。このようなことも今後は必要になると思うのです。

少しこの中身と外れるかもしれないのですが、その辺の可能性も私は視野に入れています。教育総務課長、あるいは学務課長からあればお願いします。

まず、学務課長から。

学務課長 今、ご意見いただいたとおり、誰を対象にするかというところで、今、明確に線引きがされているところですが、確かに、小学生は親と一緒に通級という形を要求しているものですから、親の負担にはなっているかなというふうには思うのですが、その時間を活用して、一緒に学んでいただくというのは、すごく合理的といえますか、ついでに学んでいただくというところで、Win-Winの関係を築くことができるのかなというふうに思っています。

それと、あとは区長部局の方でも、財団を中心に日本語教育というのをやっていたいただいているところで、そこの部分でクロスして、何か取り組むことができないかというのは、検討していきたいなというふうに思っています。

教 育 長 ぜひ、そこは検討していただければと思います。
教育総務課長からありますか。

教育総務課長 学務課長と同様の意見ではございますが、1つには、やはり保護者、子どもをやっぱり保護して守っていく保護者というところで、例えば先ほどの安心・安全の災害に対する考え方であったり、そのようなところで、やっぱり保護者に向けての日本語の例えば支援というのが、やはり子どもとは、今は別になってしまっているのかなというふうに考えておりますが、教育長のおっしゃるお話、同じ時間で親子で参加できて、お互いの理解というところでは大事な視点だというふうに思っておりますので、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

教 育 長 ぜひ、よろしく申し上げます。
他にいかがでしょうか。

善 本 委 員 ご説明いただきまして、ありがとうございます。

特に多文化共生に関しては、その意識の浸透というところで課題があるというふうなことも書いてくださっていて、私も学校の中で、もう長らく、多様性の尊重ということをずっと言ってきたりして、それはすごく大切なことだというふうに言ってきたのですが、言葉としては、多様性尊重というのはとてもよい言葉で、多文化共生とか、誰も反対しない、総論で言えば誰も反対しない。

だが、現実には、それが非常に難しいことであることを端的に示す出来事が世の中においてはたくさん起きていますし、ここにも外国人が増えること自体を何となく不安に思うといった回答が、前回の調査より増加したというふうに書いてあって、そのような意識の広がりのようなものも、日々の様々なメディアを通して感じる事が非常にあります。

そうした意識の広がりには、特に私は学校にいる者として心配するのは、学校生活の中での様々なあつれきとなって生じるような可能性というものもあると思いますので、本当に言葉面だけではない、やっぱり粘り強い、多分、進んで、また少し足踏みしてというようなことが続くようなことではないかと思うのですが、非常に粘り強く、板橋区の中で言っていられる多文化共生の意識を進めていただいて、その中で、特に学校教育の中でも、その意識というものを様々な場面に喚起していくような取組が、なるべく具体的に、粘り強く行われることを非常に期待したいなというふうに思います。よろしくお願いします。

教育総務課長 本本当に多文化共生というところでは、言葉としては、まとまっているかも分からないのですが、とても難しいというふうに感じております。

例えばなのですが、群馬の大泉町であったり、外国人の方が3代目、4代目となればなるほど、従来住んでいた方たちとの壁がどんどん厚くなって、高くなっているというふうに聞いております。

そうしたところで、やっぱり意識の浸透というのが一番難しく、こちらで行政としては取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますので、粘り強くという言葉覚えておいて、ずっと取り組んでいきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

教 育 長 学校でのサポート、支援、指導ということもありましたので、指導室長からも、この点をお願いできますか。

指 導 室 長 今、お話がありましたとおり、様々な形で多文化共生に関することをアプローチしていくことになるかと思えます。

ただ、外国のお子さんとか、誰々という個別ではなくて、やはり大きな意味で、本当に一人一人を大切に、子どもを真ん中というところは、教育長も掲げて板橋区でやっているところですので、アプローチ方法としては、道徳であったり、特別活動であったり、様々な面があるかと思えますが、善本委員がおっしゃるとおり、様々な方法を探りつつ、カテゴリーにかかわらず、子どもを真ん中に据えたという教育が進めていけるようにアプローチをしていきたいと思っております。

以上です。

教 育 長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 よろしければ、本件は以上といたします。

○報告事項

2. 自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について

(指-1・指導室)

教 育 長 続いて、報告(2)「自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 指導室長でございます。

資料は、「指-1」をご覧ください。

「自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について」でございます。

まず、1、背景および目的についてですが、指導室では、来年度からスタートする「MIRAI SCHOOL いたばしー教育ビジョン」及び「アクションプラン」において、特別支援教育環境の整備を掲げておきまして、その中でも、自閉症・情緒障がいのある児童・生徒の学びの場である自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置に係る検討を行ってまいりました。

専門家や学校長を構成員とした板橋区特別支援教育連絡協議会、こちらの方におきまして、特別支援学級を設置する場合に考えられる課題の洗い出し等を昨年度、令和6年度から行い、その内容を踏まえて、自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置準備を行うこととなります。

協議会での検討内容の詳細につきましては、本資料の3ページ以降に記載しております。

続いて、2、設置準備についてでございます。

新たな障がい種の特別支援学級の設置を行うため、教育委員会内の各所管業務に係る課題の検討を一体的に進める必要がございます。

また、学習指導の課題検討については、現場教員の意見が必要不可欠であると考え、教育委員会内の検討部会と学校教員で構成される検討部会をそれぞれ立ち上げ、設置に向けて、課題の整理、検討を進めてまいります。

設備面に関しましては、自閉症・情緒障がいの特性に配慮した学習環境を整え、児童・生徒がより快適に学校生活を送れるように努めてまいります。

続いて、3、自閉症・情緒障がい特別支援学級とは、というところでございますが、改めて自閉症・情緒障がい特別支援学級の内容についてご説明いたします。

まず、特別支援学級とは、小学校、中学校等において、障がいのある児童・生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善、克服するための教育を行う学級です。

自閉症・情緒障がい特別支援学級は、いわゆる「固定学級」に類されまして、

「固定学級」は児童・生徒が毎日通って学習する、学籍のある学級ということになります。

今回、対象となる障がい種につきましては、自閉症や選択性かん黙が挙げられます。発達障がいの通級指導を行う特別支援教室、板橋区のSTEP UP教室とは、対象が一部異なっております。

それから、次のページに進みまして、(2)にあります、教育課程についてでございます。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の教育課程は、自立活動の指導、各教科の指導、交流及び共同学習の3本柱が基本となります。

各教科の指導は、小学校または中学校の教育課程に準拠することを基本とし、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができるとされているため、指導する内容は通常の学級と同じものがございます。

一方で、学習上、または生活上の困難を主体的に改善、克服するために必要な自立活動も行い、社会的自立を目標に、充実した内容にする必要がございます。

4、今後検討していく事項についてです。

板橋区特別支援教育連絡協議会において整理した課題を、ソフト面、ハード面に分けて記載しております。

これらの内容を各検討部会で取り上げて、十分な検討を行い、一人一人の教育的ニーズに応える、自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置してまいります。

最後に、5、今後の主なスケジュールについてです。

設置方針の決定、配置校の検討及び教育委員会内の検討部会の設置について、今年度3月を目途に実施いたします。

なお、設置方針につきましては、本教育委員会を経て、4月の文教児童委員会への報告を考えております。

教員を中心とした検討部会の設置は、来年度の5月以降に行い、検討を進めます。

特別支援学級の設置が決まった学校の工事を、令和9年の夏休み頃を実施し、運営の開始を令和10年4月に行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

特別支援学級の設置が必要であるという判断をしたわけですが、当然、そのようなニーズがあるということだと思います。その点についての分析、検討などはどうなっていたのでしょうか。

指 導 室 長 こちらにつきましては、先ほども申しましたが、令和6年度からの板橋区特別支援教育連絡協議会の方でニーズの検討を行いました。

こちらについては、まず自閉症・情緒障がいのある児童・生徒を対象にした指導をどうしていくかということで、4/9ページの真ん中辺りに三角形の図があるかと思いますが、検討の中で、まず、どのようなニーズがあるかというところ

から、支援のレベルというところを改めて確認していきました。

支援レベル1が専門家の助言を受けながら通常の学級で、2として専門的スタッフを配置して、支援レベル3ということで通級による指導、いわゆるSTEP UP教室。

その中で、支援レベル4ということで、特別支援学級が必要であるというところで、一つ一つニーズを洗い出してきました。

区では、支援レベル3までのところについて、現在、子どもたちの支援を行っているところですが、その中で、支援レベル4は必要であろうということが協議会の中で出てきたということ。

4を行うには、どのような課題が出てくるだろうということを洗い出して、その中で出てきたものがございます。

以上です。

教 育 長 そうしますと、既に、今、自閉症・情緒障がいの子どもがいて、その子たちは支援レベル3になるので、通級による指導を受けているのでしょうか。

あるいは、前の支援レベル2で、通常の学級にいるということもあり得るわけですか。

指 導 室 長 教育長のおっしゃるとおりでございます。

先ほど途中でもお話ししましたが、対象となる児童・生徒は、支援レベル3の通級による指導を行っている子がイコール支援レベル4の特別支援学級になるわけではないので、そういう意味では、支援レベル2のところ、今、専門スタッフを配置してというところでカバーしたりとか、支援レベル1で、助言を受けながら通常の学級というお子さんもいると思います。

ただ、その中のニーズで、特別支援学級の中での特別な教育課程を行い、いわゆる固定の学級で学習する方がその子の支援になるだろうというお子さんが、支援レベル4としてという考えですので、必ず3イコールの次が4というわけではないです。これは申し伝えておきます。

教 育 長 よく分かりました。ありがとうございます。

もう1点は、そうすると、今後の検討としては、どこの学校に設置するかという点を検討していくということになるのでしょうか。

指 導 室 長 おっしゃるとおりでございます。そちらにつきましては、まずは教育委員会内の検討部会の中で、どの場所に設置していくかというところが、まず議題に上がってくるかかと思っております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

善本委員　ご説明いただき、ありがとうございます。
少し不勉強なところも多いものですから、質問させていただければというふうに思います。

協議会の方で整理された課題のソフト面の一番上のところに、教職員の人材確保ということが挙げられていて、学級運営に必要な担任とか、複式学級に対応するために、補助教員等をどのように人材確保するかが課題だというふうに説明いただいているので、恐らくそれが一番心配になることの1つであろうかなというふうには思うのですが、一方で、23区のうち12区においては、設置されているというご説明もありましたので、東京23区の中で過半数のところでは設置というような状況でもあるというところで、このような人材を措置する場合には、基本的なことが分かっていなくて申し訳ないのですが、いわゆる県費負担教員として、東京都が雇っている教職員とは別に、板橋区の方で雇用を措置されるということになるのでしょうか。

指導室長　基本としましては、いわゆる県費負担職員、東京都の正規教員を配置するに当たって、そういう要望を東京都に出していく、そういう意味での人材確保ということになります。ですので、区として、別に教員を雇用するというところは、今のところ、考えておりません。

善本委員　ありがとうございます。

教育長　よろしいですか。
他にいかがでしょうか。

(なし)

教育長　では、本件は以上とさせていただきます。
それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時 00分 閉会